

## 公表資料「運輸安全マネジメント制度導入2周年を迎えて」（概要）

陸・海・空の各運輸事業者に、トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築し、事業者内部における安全意識の浸透・安全風土の構築を図ってもらうことをねらいとして、平成18年10月から導入された「運輸安全マネジメント制度」が制度導入2周年を迎えることになりました。

各運輸事業者においては、この2年間で全般的にみて基本的な安全管理のための枠組みについては概ね構築されている一方、その取組み内容には未だ十分でない部分が見受けられます。なお、2回目の評価では、着実に改善を進めている場合が多いことが確認できました。

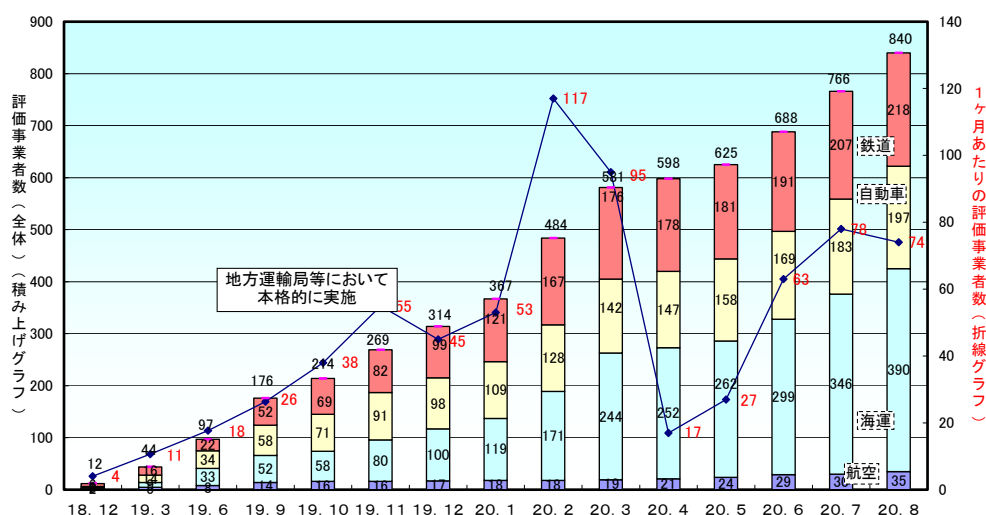
本公表資料は、国民の皆様にも本制度に関する理解を深めていただくとともに、運輸事業者での安全の取組みの参考資料として活用いただくため、公表するものです。概要は以下のとおりです。

### これまでの「運輸安全マネジメント評価」の状況

- 平成18年10月～平成20年8月までの間、鉄道218社、バス73社、タクシー37社、トラック87社、海運390社、航空35社、計840社の運輸事業者に対し運輸安全マネジメント評価を実施した。

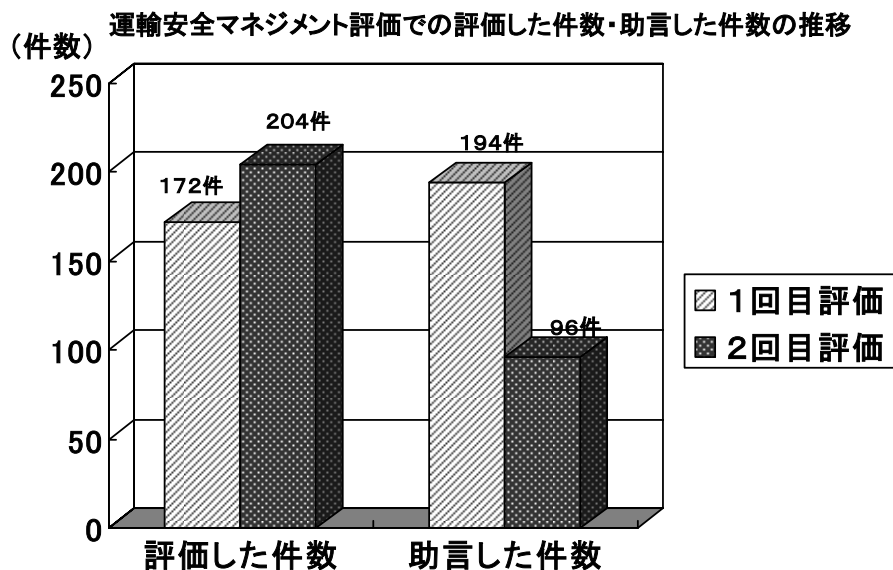
また、平成19年10月～平成20年9月までの間、鉄道26社、バス13社、タクシー4社、トラック4社、海運8社、航空12社、計67社の運輸事業者に対し2回目の運輸安全マネジメント評価を実施した。

運輸安全マネジメント評価の進捗状況



2 これまで2年間の運輸安全マネジメント評価結果を見ると、全般的にみて基本的な安全管理のための体制や関連規程類の整備等の枠組みについては概ね構築されている一方、その取り組み内容については、以下のとおり、十分でない部分や事業者間・モード間で差がある。

なお、2回目の評価では、初回評価で指摘した点を踏まえ、輸送の安全のPDCAサイクルを適切に機能させ、例えば、安全に関する目標・計画の見直し・改善の仕組みや内部監査の仕組みの構築など、着実に改善を進めている場合が多いことが確認できた。



### ① 鉄道モード

- 1) JR各社、大手民鉄及び公営地下鉄では、運輸安全マネジメント制度の理解と取り組みレベルに差はあるものの、ガイドラインで求めている安全管理体制はほぼ構築・運用されている。
- 2) 地方鉄道・索道事業者では、総じて、取り組み途上であり、特に、PDCAサイクルのCAの取り組みについて、多くの事業者が未構築である。

### ② 自動車モード

- 1) 総じて、運輸安全マネジメント制度の浸透度が比較的低く、安全管理を現場に委ねている傾向が強い。
- 2) 都市圏の大手バス事業者は、安全管理体制を構築しているものの、その運用が十分でない事業者が多く見受けられる。地方のバス事業者は運輸安全マネジメント制度に対する理解度が低く、取り組み途上である。
- 3) タクシー事業者では、一部の本省評価事業者を除き、都市圏・地方の事業者を問わず、運輸安全マネジメント制度に対する理解度が低く、取り組み途上である。
- 4) トラック事業者では、大手5社は、総じて、安全管理体制の構築・改善に向け積極的に取り組んでいる。それ以外の事業者は、一部の事業者を除き、運輸安全マネジメント制度に対する理解度が低く、取り組み途上である。

### ③ 海事モード

1) 大規模・中規模の海運事業者の取組み状況は以下のとおりである。

ア ISM 認証事業者（ISM 認証を取得している事業者）は、ガイドラインで求めている安全管理体制がほぼ構築、運用されており、運輸安全マネジメント制度に対する理解度が比較的高い。

イ 旅客船事業者は、安全管理体制を構築しているものの、その運用が十分でない事業者が見受けられ、運輸安全マネジメント制度に対する理解度にばらつきがある。

ウ 内航海運業者は、荷主からの要求により安全管理の意識が強く、安全管理体制の運用レベルは比較的高いものの、運輸安全マネジメント制度に対する理解度にばらつきがある。

2) 上記 1) 以外の旅客船事業者及び内航海運業者では、総じて、取組み途上であり、特に、PDCA サイクルの CA の取組みについて、多くの事業者が未構築である。

### ④ 航空モード

1) 総じて、運輸安全マネジメント制度に対する理解度が比較的高く、マネジメント的な取組みが進められている。

2) グループ企業では、個々の会社の取組みに加えて、親会社及び各子会社が連携してグループ全体としての取組みを進めている。

## 運輸事業者の取組みのご紹介

運輸事業者の皆様が安全管理体制を構築・改善するための参考情報として、全般的に取組みが進んでいる事業者（小田急電鉄株、佐川急便株、上野トランステック株、全日本空輸株）における安全の取組み概要を紹介している。

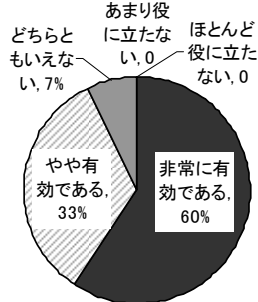
## 評価を受けた事業者の皆様の声

1 運輸安全マネジメント評価を受けた事業者に対するアンケート調査では、次のように運輸安全マネジメント制度が有効であるとの回答が多い。

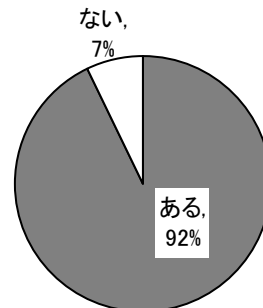
① 運輸安全マネジメント制度の安全確保のための有効性については、「非常に有効である」「やや有効である」との回答が9割以上あり。

② 制度導入後の安全に係る取組みの変化、改善、充実した点の有無については、「ある」との回答が9割以上あり。

上記①のアンケート結果



上記②のアンケート結果



- 2 運輸安全マネジメント評価を受けた事業者からは、以下のような意見・要望がある。
- ① モード横断的な情報や他社の取組み事例の情報発信・展開や定期的な運輸安全シンポジウムや運輸安全セミナーの開催などの制度充実のための施策を推進してほしい。
  - ② 現在、対象となっていない事業者を含む全ての運輸事業者に対する運輸安全マネジメント制度の適用（安全管理規程の作成・届出、評価の実施など）について検討してほしい。
  - ③ 評価のやり方等について、以下の意見・要望があった。
    - a. 各事業者の各々の特色や風土を十分理解のうえ、よりわかりやすい評価を実施願う。
    - b. 評価での講評の際には、具体的な取組みの仕方、ヒントなどを平易にアドバイスしてほしい。
    - c. クロージングミーティングの時間を長くし、他社・他モードの優良事例の紹介や事業者とのフリートーク・意見交換の機会を設けてほしい。

#### 「運輸安全マネジメント制度」の更なる充実強化に向けて～今後の課題と対応～

- 1 運輸安全マネジメント制度は、事業者自らが本制度のコンセプトを理解し、納得し、安全性の向上に向け高い意識を持って積極的に取り組むことで、初めて輸送の安全性の向上が図られるものである。

このため、国として、事業者、特に、小規模事業者への安全管理体制の構築・改善に関する支援活動を推進するとともに、運輸安全シンポジウム、説明会等の開催等により、今後も引き続き、本制度のコンセプトの浸透・定着に努める。

また、今後より一層の浸透・定着を図るため、積極的に業界団体等による活動を推進していく。
- 2 現行の安全管理規程に係るガイドラインに沿って安全管理体制の構築・改善の取組みを実施することが困難な小規模事業者については、当該事業者の安全管理体制の構築・改善のあり方等を取りまとめた小規模事業者用ガイドラインを早期に策定し、同ガイドラインに沿って、適切な手法による運輸安全マネジメント評価を実施する。
- 3 公正かつ適切な評価の実施は、これらの業務に従事する評価員のインタビュー技法等の力量に委ねられるといっても過言でないことから、評価員に対する研修等の見直し・改善や新規の教育・訓練の導入等、評価員の評価に関する力量の充実・強化を図る。

#### 参考資料

その他、「運輸安全マネジメント制度」の歩み（年表）や事業者の参考となる取組事例集など、運輸事業者が安全管理体制を構築・改善する上で参考となり、かつ、国民にも国土交通省及び運輸事業者の安全の取組みを伝えるため、わかりやすい資料・データを参考掲載する。

以上